

7-3 自動運転に関連する法律～各論

②道路運送車両法

道路運送車両法は、「道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。(第1条)」法律です。

道路運送車両法は、自動車が満たすべき技術基準である保安基準を定めています。保安基準の具体的な内容は、道路運送車両法の下に設けられている「道路運送車両の保安基準」という国土交通省令に定められています。

道路運送車両法では、自動車が製造されてから廃車されるまでの間ずっと保安基準を満たしているようにするため、①製造段階での型式指定(第75条～第75条の6)、②使用過程での点検整備(第47条～第57条の2)、③使用過程での検査(第58条から第76条)、④不具合時のリコール(第63条の2～64条)といった一連の制度が設けられています。